堺市で新たな設備投資を行う中小企業者の皆様へ

堺市 SAKAI CITY

先端設備等導入支援補助金のご案内

エネルギー価格高騰の影響や人手不足等に対応するため、省力化・合理化等を図ろうとする前向きな投資を行う市内中小企業者を支援することを目的に、労働生産性を向上させる先端設備等の導入に係る経費を補助します。

本市より「先端設備等導入計画」の認定を受けると同補助金の対象となり、さらに一定の要件を満たす場合、対象先端設備等に係る固定資産税が一定期間軽減される特例措置や、融資の際の保証枠の拡大等の支援を受けられます。

堺市内の事業所で設備投資を行う予定の方は、ぜひご活用ください。

1　補助対象者

以下の(1)～(5)のすべてに該当する者とする。

（1）堺市の区域内に事業所等を有する中小企業者（※1）であること

（2）次のいずれにも該当しないこと

① みなし大企業に該当する者

② 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する事業及びこれに類する事業）を行っている者

③ ①及び②に掲げるもののほか、市長が不適当と認める者

（3）堺市において、中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を受けた者であること

（4）堺市において認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、令和 8 年 1 月 31 日までに先端設備等を取得し、同年 2 月 15 日までに取得に係る経費の支払いを完了させること

（5）補助金の交付の対象となる先端設備等（※2）を取得するために要する費用（消費税及び地方消費税を除く）の合計額が 300 万円以上であること

※1 中小企業等経営強化法第２条第１項に該当する事業者

※2 対象となる設備は、「機械及び装置」、「測定工具及び検査工具」、「器具及び備品」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」

（注 1）本補助金の交付を受けることができるのは、同一の中小企業者において 1 年度につき 1 回限りです。（※令和 2 年度・3 年度・5 年度・6 年度に実施した同名補助金の交付を受けたことがある中小企業者の方も、本補助金の対象となります。）

（注 2）本市の他の補助金の交付決定を受けた対象経費は対象外となります。

（注 3）支払い方法は、銀行振込を原則とします。手形による支払いや分割払による支払いの場合は、令和 8 年 2 月 15 日までに全ての経費の決済を完了していることが必要となります。なお、回し手形や相殺での支払い、リース契約による取得は補助対象外となります。

2　受付開始時期

令和 7 年 4 月 1 日

※予算の募集枠に達し次第、受付終了となります。

3　補助内容

補助対象経費	補助率	補助限度額
対象先端設備等を取得するために要する費用（※3）のうち、減価償却資産として計上されるものの合計額（消費税及び地方消費税を除く）	補助対象経費×10%	300 万円

※3　対象先端設備等を取得するために要する費用は以下のいずれかに該当するものをいう。

（１）他から購入した償却資産

当該償却資産の購入の代価に付帯費（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、試運転費その他当該償却資産をその用途に供するために直接要した費用をいう。以下同じ。）の額を含めた金額

（２）自己の製作等に係る償却資産

当該償却資産の製作等のための原材料費、労務費及び経費の額に付帯費の額を含めた金額

4　申請手続き

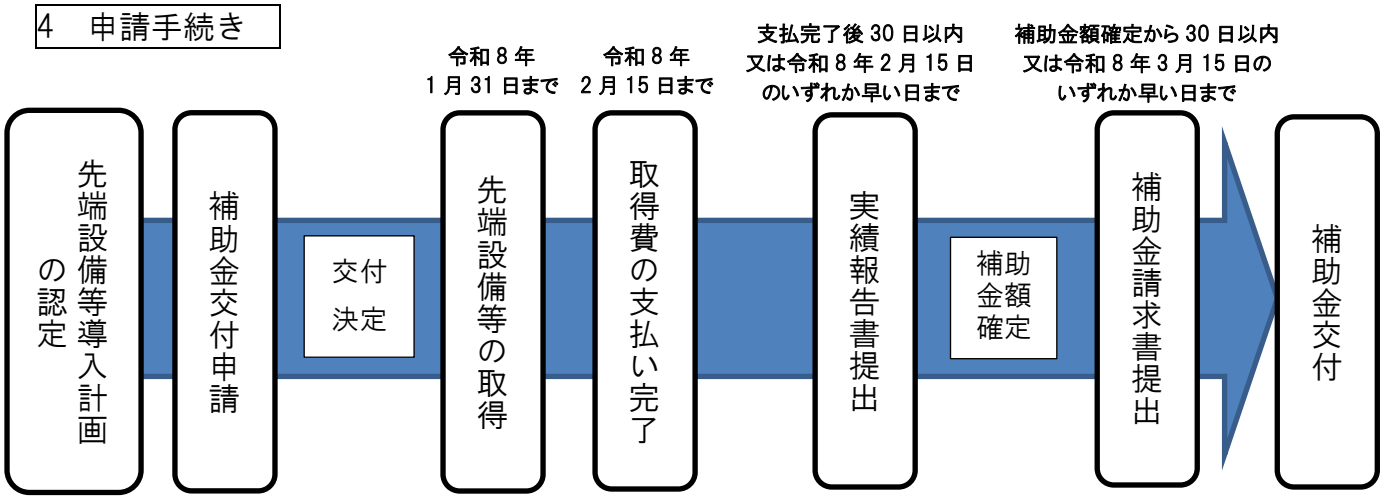

5　申請時必要書類

●補助金交付申請

対象先端設備等を取得するよりも前に、以下の書類を提出し交付決定を受けること。

① 堺市先端設備等導入支援補助金交付申請書（様式第１号）
② 役員情報届出書（様式第２号、法人に限る）
③ 対象先端設備等の一覧表（様式第３号）
④ 補助対象経費に係る見積書その他これに相当する書類の写し
⑤ 堺市において認定された先端設備等導入計画に係る認定通知書の写し
⑥ その他市長が必要と認める書類

申請・問合せ先

堺市 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室
〒590-0078　堺市堺区南瓦町３番１号
TEL　072-228-7629　　FAX　072-228-8816
E-mail　itosoku@city.sakai.lg.jp

SDGs未来都市・堺

補助金 HP